

も同じである。これらの「才」は、字源上、第2画と第3画が交わるのであるが、字体表では単独の場合を除いて、交わらない形で示されている。すなわち、かたかなの「オ」のような形に統一されたのである。これを筆写で「才」にするのは、誤りとすべきではないが、また、そうでなければならないのではない。なお「仄」はもと明朝体でも教科書体でも「𠂇」,「𠂈」の類は教科書体で「𠂉」のようであったが、字体表で「𠂇」,「𠂈」に統合された。しかしこれは小異の統合であって、交わらせて書くことを許容するまでの必要はないものであろう。)

「人」の字は、明朝体活字では、第1画と第2画とが最上部で接するように作られている。それは、人部の中の「今」や「令」などの場合と同様で、ただ「今」や「令」では最初から両画が広く脚を開いているだけである。しかし筆写では、特に単独の「人」の場合、右行きの第2画は左行きの第1画の中途から出るように書くのが従来習慣であり、そしてその習慣を今日も改める必要のないことを示したのがこの注意事項である。これは、活字体のほうで、活字としての設計上の必要から特別の形をとったもので、むしろ楷書としては、活字体のような形をとることは許容すべきでない、字源からも習慣からも形のつりあいからも言えるであろう。後の局長通達も、これについて教科書体に指示を与えている。「囚」「火」「欠」の第3画、第4画の関係も、同じである。

「入」の場合も「人」の場合に似ている。筆写では、第1画の「ノ」の頭に第2画の中腹が接するように第2画が右に下がるわけである。字体表や活字では、第2画の頭を、水平に折って、第1画の頭にかぶせている。この水平部は、明朝活字設計上の一つの形式である筆押えの形であるが、主としてこれによって、「入」の両画の関係(右行きの画が上)が、「人」の両画の関係(左行きの画が上)とちがっていることが示されるのである。これもまた、活字としての特別の必要によるものであって、硬筆の楷書としては、元来「入」の字は形がとりにくいものであるが、活字体の筆押えの部分をも

ねること、筆押えの角を第1画の頭にあてることは、無意味である。「込」についても同様である。

「令」は、すでに活字体についても筆写の習慣に従って「マ」の形をとる案が考えられたのであるが、字形の安定性などの点から、結局旧体が保存されたものである。したがって筆写の「マ」の形は最初から許容されるべきものとして考えられていたのである。単独の「令」のほか、「領冷鈴齡零」などみな同じである。後の局長通達では、楷書の手本としての教科書体に「マ」のほうをとることを指示している。

以上、まえがきの「使用上の注意事項」2は、活字字体としての設計上の制限または伝統から、活字と許容されるべき筆写の習慣との間に著しく違った印象を与える恐れのある例を列挙して、明朝体活字などを手本にするものが、往々にして筆写の伝統から離れてしまうことについて注意したのである。しかし一方では、活字の中にも教科書体活字（教体）があって、学習上、楷書の手本としての役目をになっている。この教科書体に当用漢字字体表の字体を適用するには、この注意事項2が関係するのであるが、そこでは楷書を必ずしも拘束しないとあるだけで、楷書としての標準がこれであると、楷書の側から厳格に規定してはいない。そこで教育上、適用解釈の不統一を避けるために、昭和33年8月、『小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体について』という文部省初等中等教育局長の通達が、小学校用教科書発行者にあてて出されることになった。その結果、教科書印刷の方面では、教科書体活字の作り直しの必要がある程度生じたのであったが、これは必ずしも字体の変更、字体表の改訂だったのではない。そしてまた、まえがきの注意事項の注意の精神は、なお続いているのであって、筆写の際の許容範囲は考えられなければならない。たとえば、この局長通達では、「木竹」等のはねについてはふれていないが、それで、筆写の際、はねてはいけないことが確定したというわけではないのである。

初等中等教育局長通達というのは、次のようなものである。

文初教第 446 号

昭和33年 8 月21日

小学校用教科書発行者殿

文部省初等中等教育局長

内藤誉三郎

小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体について

標記教科書体活字（写真植字を含む。）は現在、国語教科書のみでなく、広くその他の教科書にも使用されていますが、その字体は、「当用漢字字体表」に示されている趣旨に沿いつつも、発行者・印刷者によって異なり、はなはだしいものは1冊の教科書の中においてさえ異なった字体のものがあるという実情にあります。

このことは、児童の学習上大きな障害となっているため、久しい間、関係各方面から、これらの字体を統一してほしいと強く要望されてきました。

文部省においても、このことについて種々検討した結果、この字体を統一することの必要を認めますので、発行者各位においては、上記の趣旨を御了承の上、下記事項に従って、活字（の母型）および写真植字の文字板を整備されるよう協力を願います。

記

- (1) 「当用漢字別表」（昭和23年 2 月16日内閣告示第 1 号）に示されている漢字の教科書体活字の字体は、原則として「当用漢字字体表」（昭和24年 4 月28日内閣告示第 1 号）の表に示されている形による。ただし、別紙に示すものについては、ここに示す形によること。（別紙に示す形も、「当用漢字字体表」の〔使用上の注意事項〕を勘案し、選んだのである。）
- (2) 「当用漢字別表」に示されている漢字以外の当用漢字の字体も、「当

用漢字字体表」の表に示されている形によるが、別紙に示すものを参考にして、これに修正を加えることが望ましいこと。

(3) (1), (2)項は、昭和36年度用として検定申請されるものから、これを適用すること。

なお、当用漢字の明朝体・ゴシック体は、例外なく、「当用漢字字体表」の表に示されている形によることはいうまでもありません。

別紙

人入北均七切改の七字

子手令言の四字、および、これが部分となっている漢字。

丩ネネ 酉^ㄨㄨルが部分となっている漢字。

上の局長通達の別紙に示されている漢字については、

「言」の類、「ネネ」の類、については(2),

「子」の類、「手」の類については(3),

「七」「切」「改」および「酉」の類、「ㄨ」の類、「ル」の類については(5),

「人」「入」「北」および「令」の類については(8)

で、それぞれふれておいた。

問題は、しんにょうである。しんにょうは、隷書以来大いに変化した字形の一つであって、従来も筆写と活字とが大きく違っていたものであるが、字体表では、単に、従来の活字の形から一点を省いた形を示しているに止まって、筆写との関係について説明を加えることが何もなかった。楷書の従来の標準的な形が、局長通達に見られるような形であることは議論の余地がないが、説明のない字体表そのものからは、この楷書の形が出てくることはないわけである。

旧活字体の「丩」は、康熙字典などで4画に数えている。それに合わせて

みると、楷書の第2筆のゆすった部分は、旧活字の第2、3画にあたり、その結合した形と考えられる。しかし、もし新字体をもとにするならば、楷書の第2筆は新字体の第3画にあたり、その直線的な形を特別のゆすれた形に替えるということになる。裏から言えば、楷書のゆすれた形を、活字は直線にしたことになる。このように解釈するのは、(3)の曲直に関する例の一つに加えて考えるわけである。

しかし、字体表の形「ㄥ」を固執するならば、楷書では点を全く省いてゆすって書くか、または第2筆をゆすらずに、直線的に書くことにするか、いずれかである。かんたんな直線的な形のほうが好ましいように思われるが、実際のところ、字体表以後の教科書でも、かんたんな形のほうへはふみ切らずに、結局、局長通達のような、従来の習慣の形が維持されることになったのである。かように、従来の形が、見た目には相当に活字の形と異なりながら、対応づけられるとするならば、むしろ活字体のほうを旧のまま2点にしておいてもよかったかも知れない。しかしいずれにせよ、この局長通達で、教科書体としての解釈の統一がはかられたわけである。(中国の簡体字も、しんじょうの点の一つにしている。これは1956年から印刷にも筆記にも一律に用いられることに定まった略字表で見られるが、その筆記の際の実際の形については、今つまびらかにしない。)

付 記

- 1 字体の歴史に関することは、今この本では詳しく説かなかったが、先に264ページに掲げた山田忠雄氏の著書、ことにその第三表は、字体正俗をしろした諸書をさかのぼって、当用漢字字体表の字体の歴史的な当否を考える資料である。

字体の歴史については、正字書の記載のほかに、実際の文章として書かれている材料からの記述、たとえば、山田氏も引かれた劉復『宋元以来俗字譜』（民国19年、1930、歴史語言研究所）のようなものがある。しかるべきであるが、日本ではまだその試みがないのは残念である。

ただ、古文献古記録解読のための手引としては、太田晶二郎『異体字一隅』（郷土研究講座第7巻，1957）の恩恵がある。

- 2 当用漢字字体表の批判については、なお次のような文献を掲げておきたい。

大岩正伸「当用漢字字体表」所感（国語と国文学，26ノ2，1949年）

林 大「当用漢字字体表について」（国語と国文学，26ノ5，1949年）

大岩正伸「当用漢字字体表についての林大氏の弁明を読む」

（国語と国文学，26ノ12，1949年）

白石光邦「漢字の整理制限並に改造について」（国語と国文学26ノ11，1949年）

日本新聞協会「新聞活字体統一に関する資料」（1959年，同協会）

- 3 教科書体活字についての文部省初等中等教育局長通達については、次の解説がある。

江守賢治「昭和36年度から使用される教科書の漢字」（総合教育技術16ノ1，3，4，5，1961年，小学館）

- 4 当用漢字字体表以前の字体簡易化について、本文にはあげなかったが、『軍用簡体字』というような試みもあった。陣中草卒の用筆のために、楷行の範囲でできるだけ字形を簡略化し、その筆法を示したものであるが、今、手元から失って、書名、著者、内容を詳しく紹介しえないのは残念である。

なお、陸地測量部は、昭和10年（1935）に『地図の注記に使用する略字制定表』を定めている。また、昭和18年（1943）の『同型類字集』では、点画の省略や、はね、おさえ等の筆法について、普通の活字体とは大分趣を異にしたものが見られる。ある程度、書道家の習慣がとりいれている点で、字体表の先例である。

- 5 筆者は、かつて文部省にあって、当用漢字字体表の制定に至るまでに

深く関係したものであるが、今その解説をなすにあたって、十分に当時の立場にもどることもできず、また純粹に客観的な立場に立つこともできなかつた。解説の記述に立場上あいまいなものがあるという批評は免れないものと自ら感じている。

字体の構成

字体の正しさをいうためには、1字の完全な構成を論ずるのは当然のことであるが、また、(1)その字体を構成する要素として、部分的な形、1字の中で小さなまとまりをなすと認められる形をとり出して、多くの字に共通し、または共通しない形を確定すること、さらに、(2)それらの部分を組み立てている点画について、どれだけの基本的な点画を認めて、どのような点画の組み合わせが用いられているかを確定することが必要であろう。

次に、字体部分と基本的な点画について述べることにする。

字体部分

文字については、1字1字というものを別々にとり出すことが比較的容易である。単語というような単位がなかなか一律には切り出せないのと違って、文字は機械的に1字1字切り離せる。ことにわれわれの漢字やかなは、1字1字がその領分として等面積を占めるものと考えられている。原稿用紙には1字1字のためのます目が切っており、また活字がどれも同じ大ききで印刷されて少しもおかしくない。そしてその等面積の上に表わされる字形は、一つ一つあるまとまりをもって構成されている。多くの文字配列の中で一字を切り離すことができるとともに、ある一字だけをとって見ても、それが一字であることはほぼ明らかなのである。

漢字についてその1字が、どのようなまとまった構成を持っているか。分解すればたちまち材料としての点画一つ一つに帰してしまうような、単純な